

○長野広域連合広域計画策定委員会条例

平成12年5月1日条例第31号  
改正令和元年7月30日条例第2号

長野広域連合広域計画策定委員会条例

(設置)

第1条 長野広域連合規約（平成12年3月30日長野県指令11地第1360号）第5条に規定する広域計画を策定するため、長野広域連合広域計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、広域連合長の諮問に応じ、広域計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他広域連合長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、広域計画策定の終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書記)

第7条 委員会に、書記若干人を置き、長野広域連合事務局職員のうちから広域連合長が任命する。

- 2 書記は、委員長の命を受けて委員会の所掌事務に従事する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月30日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。